



Q 障害者の法定雇用率が上がると聞きました。今まで障害者雇用の経験がないため、どのように障害者雇用を進めたらよいのかわかりません。相談先はあるのでしょうか。

A 障害者雇用促進法では、事業主に對し常時雇用する従業員の一割割合(法定雇用率)以上の障害者の雇用を義務付けています。法定雇用率は段階的に引き上げられ、民間企業では令和6年4月から2・5%、令和8年7月から2・7%となります。そのため、法定雇用率が2・5%なら従業員40人以上、2・7%なら従業員37・5人以上の企業が障害者を雇



サポート利用し、障害者雇用検討を

用する義務があります。令和6年4月からは障害者雇用にあたっては、ハローワークをはじめとした支援機関がさまざまなサポートを行っています。鳥取労働局では、働く障害者の身近な支援者を養成するための「とっとり障がい者仕事サポート養成講座」を開催していますし、ハローワークでは企業に向いての出前講座も実施しています。詳しくは最寄りのハローワークまでご相談ください。

また職場定着に向けては、企業と障害者の双方を支援するジョブコーチが不安や悩みを確認しながら適切な雇用関係づくりをサポートします。

令和6年4月からは障害者雇用相談援助制度が始まり、認定を受けた事業者による障害者の雇い入れ等一連の相談を、無料ですることが可能となっています。

ハローワークや障害者職業センターなど障害者雇用の関係機関は、各種助成金制度も活用しながら、チームを組み企業への支援を行っています。

詳しくは最寄りのハローワークまでご相談ください。

鳥取労働局職業安定部職業対策課
電話 0857 (26) 17088
HPアドレス <https://site.mhiw.go.jp/tottori-roundoukyoku/>